

## 体調不良者（児童生徒等）への対応に関する留意点

発熱や風邪症状がある場合は登校せず休養するよう指導し、あわせて、登校後に症状が確認された場合は速やかに帰宅させてください。

### ◆ 全般における留意点

- ア 学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、保護者に対して以下の留意点を周知し理解を得ておく。
- ・ 登校前に健康観察（発熱や風邪症状等の確認）を実施することについて。
  - ・ 発熱や風邪の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させることについて。
  - ・ 学校にて発熱や風邪症状を確認した際には、速やかに帰宅させる対応をとることについて。
  - ・ 学校からの連絡が常にとれる体制を整えていただくことについて。
  - ・ 迎えにきていただくなど協力をお願いすることがあることについて。
  - ・ 複数の緊急連絡先に連絡しても連絡がとれず、待機時間が長時間に及ぶ場合は、当該児童生徒等の状況を確認したうえで、連絡をとれなくても帰宅させる場合があることについて。
- ※ ホームページやメールマガジンを活用して周知する方法等も考えられる。
- イ 保護者へスムーズに連絡が取れるよう、複数の緊急連絡先を把握しておく。
- ウ 児童生徒等の健康状態への対応については、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。  
なお、養護教諭は児童生徒等の基礎疾患等の情報を把握し、全教職員で共有しておくこと。
- エ 登校前に検温等を行えなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に職員室等に入室するよう指導し健康観察を行うとともに、発熱や風邪症状がある場合は速やかに帰宅させる。

### ◆ 登校後、発熱や風邪症状等の体調不良者を把握した場合の留意点 【資料6】

- オ 保護者連絡等を行う間など、当該児童生徒等を待機させる際には、他者との接触を極力避けられる部屋を用意し対応する。
- ・ 保健室は、基礎疾患等への対応や外科的処置等が必要な児童生徒等が利用するため、保健室以外の別室を設定すること。
  - ・ 全教職員で連携し対応できる体制を整えること。
- カ 速やかに当該児童生徒等を帰宅させる。
- ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、保護者等に連絡し迎えに来てもらうようお願いをすること。状況に応じて、当該児童生徒等のみで帰宅させる際には、帰宅後に当該児童生徒等から学校へ連絡するよう指導し、帰宅したことを確認すること。
  - ・ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、管理職等に連絡し校内で共有すること。
  - ・ 当該児童生徒等に対して、改めてマスクの着用を徹底させること。
  - ・ 帰宅する際に電車やバス等を利用する場合は、当該児童生徒等に対して、乗車中に極力声を発しないよう指導すること。
- キ 待機場所の環境について、以下の内容に留意する。
- ・ 2方向の窓等を開け、換気をおこなうこと。
  - ・ 使用後に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液にて、使用した椅子や机等の消毒を行うこと。
- ※ 長時間の待機を想定していないため、待機場所にベッド等を用意する必要は必ずしもない。
- ク 当該児童生徒等に対応する教職員は、必ずマスクを着用し、対応の前後に十分な手洗いを行うこと。  
当該児童生徒等についても同様とする。
- ケ 当該児童生徒等を帰宅させる際には、帰宅後の健康状態に留意するよう指導するとともに、健康状態の悪化時に適切に対応できるよう指導する。
- ◎ 【資料6】「フロー図 - 症状がある場合の対応（臨時休業時）」を参照

### ◆ 汚染された可能性のあるものへの対応に関する留意点 【資料5】

### コ 手で触れる共有部分について

- ・手袋とマスクを着用し、薄めた塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きを行う。
- ◎【資料5】「校舎等の消毒について」を参照

### サ 衣服やリネン等について

- ・一般的な洗剤で洗濯した後、完全に乾かす。その際、必ず手袋とマスクを着用する。

### シ ゴミの取扱いについて

- ・外科的処置後の廃棄物や、鼻をかんだティッシュ等はすぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。ゴミを取扱った後には、十分な手洗いを行う。

## ◆ その他 【資料7】

### ス 臨時休業期間中に、児童生徒等に登校を控えさせる基準について

- ・発熱している場合
- ・風邪症状がある場合
- ・体調に不安がある場合
- ・児童生徒等が保健所（医師含む）等の指示により、自宅待機を要請（指示）されている場合
- ・児童生徒等の同居者が、保健所から濃厚接触者に指定された場合  
など

※ 上記の条件にあてはまらなくとも、新型コロナウイルスへの感染にかかわり、保護者から登校させることへの不安について申し出がある場合は、無理に登校させない。

※ 濃厚接触者と同居する児童生徒等については、保健所が指定する濃厚接触者の健康観察期間中、登校を控えさせる。その際、保健体育課への報告は不要とする。

### セ 保健体育課への報告（一報）について

- ・児童生徒等が、PCR 検査を受けた場合（予定含む）
- ・児童生徒等が、PCR 検査を受けた結果、感染していることが判明した場合
- ◎ 上記に該当する児童生徒等に関する報告内容については、【資料7】「保健体育課感染者記録」を参照
- ※ 教職員が上記の状況となった場合は、保健体育課と併せて福利課へも連絡すること。

### ソ 保健教育（個別指導含む）について

必要に応じて、ホームページや保健だより等を活用し家庭や公共の場での過ごし方について指導する。

◎ 「厚生労働省資料」を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623145.jpg>

### タ 平時の保健室での対応について

基礎疾患等への対応や個人の疾患管理、外科的処置等を行う際には以下の内容について留意する。

- ・間隔（1～2m）をあけた配席で待機させること。
- ・2方向の窓等を開け、換気を行うこと。

※ 個人の疾患管理…喘息の吸入、血糖値の測定等に対する場所の提供や応急処置等